

エレベーターの制御器の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第四百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の八第二項の規定に基づき、エレベーターの制御器の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 かごを主索で吊るエレベーター又はかごを鎖で吊るエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 かごを主索で吊るエレベーターにあつては、かごに積載荷重の一・二五倍（平成十二年建設省告示第四百十五号第二に規定するフォークリフト等がかごの停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、一・五倍）の荷重が加わつた場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。ただし、かごの停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限り、これを以下同じ。）を設けた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>二 かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置（次号において「調節装置」という。）を設けること。</p> <p>三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するもの</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の八第二項の規定に基づき、エレベーターの制御器の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 かごを主索でつるエレベーター又はかごを鎖でつるエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>二 かごを主索でつるエレベーターにあつては、かごに積載荷重の一・二五倍（平成十二年建設省告示第四百十五号第二に規定するフォークリフト等がかごの停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、一・五倍）の荷重が加わつた場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。ただし、かごの停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限り、これを以下同じ。）を設けた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

とすること。

イ かが又は昇降路の出入口の戸が開いた場合に、自動的に作動し、かごを制止させるものであること。

ロ 建築基準法施行令第二百二十九条の七第三号に規定する施錠装置の係合部分が七ミリメートル以上である場合に、自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。

四 かが内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあつては、かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとすることができる。

イ・ロ (略)

第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一・二 (略)

三 第一第二号から第四号に定める構造とすること。

一 かが内及びかごの上で動力を切ることができる装置を設けると。ただし、次に掲げるエレベーターにあつては、かごの上で動力を切ることができる装置を設けないものとすることができる。

イ・ロ (略)

第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一・二 (略)

三 第一第一号に定める構造とすること。

(施行期日)

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

11月7日 00:00 に一部文言の修正を行いました。それ以前にご覧になった方は最新版をご参照頂きますようお願い申し上げます。